

岩手県告示第824号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年12月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
水沢形成外科医院	奥州市水沢区佐倉河字慶徳41番地1	平成26年10月20日
やご内科・循環器クリニック	北上市上野町五丁目5番	平成26年11月1日
気仙歯科クリニック	陸前高田市米崎町字地竹沢43番地1	”
とうごう薬局大船渡店	大船渡市猪川町字前田9番地28	平成26年11月3日
とんぼ薬局	北上市上野町五丁目1番14号	平成26年11月5日